

川口市地域公共交通協議会要綱（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第1項に基づき、活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため川口市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 計画の策定及び変更に関する事項
- （2） 計画に定める事業の実施に関する事項
- （3） 乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- （4） その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、川口市交通体系将来構想推進会議の構成員を基本に、次に掲げる者のうちから25人以内をもって構成する。

- （1） 学識経験者
- （2） 交通事業者
- （3） 関係団体
- （4） 公募による市民
- （5） 関係行政機関
- （6） 市職員
- （7） その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠として又は増員により選任された委員の任期は、他の委員の任期の残存期間と同一とする。

（会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市が招集する。

2 協議会の議長は、会長が務める。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会に所属する委員は、会長が指名する。

3 協議会は、その定めるところにより、その権限の一部を部会に委任し、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市交通対策課が行う。

(会議の公開)

第9条 協議会は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会に諮り、会議を公開としないことができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月14日から施行する。

(廃止)

2 現行の川口市交通体系将来構想推進会議開催要綱及び川口市交通体系将来構想推進会議バス部会設置規程は、廃止する。

(最初の委員の任期の特例)

3 この要綱の施行の日における委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和9年3月31日までとする。

川口市地域公共交通協議会バス部会設置規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、川口市地域公共交通協議会要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として、バス部会（以下「部会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 要綱第2条に定める所掌のうち、乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
- （2） その他部会が必要と認める事項

（組織）

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

（任期）

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（部会長）

第5条 部会に部会長を置き、協議会の会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 部会は、市が招集する。

- 2 部会の議長は、部会長が務める。
- 3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 5 部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(協議会から部会への権限の委任)

第7条 要綱第7条第3項の規定に基づき、第2条に規定する事項に係る協議会の権限を部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、都市計画部都市交通対策課が行う。

(会議の公開)

第9条 部会は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会に諮り、会議を公開としないことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和8年7月14日から施行する。

川口市地域公共交通協議会運賃等協議部会設置規程（案）

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号、以下「法」という。）第9条第4項に規定する路線等に係る運賃等について協議するため、川口市地域公共交通協議会要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として、運賃等協議部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 法第9条第4項に規定する運賃等に関する事項
- （2） その他部会が必要と認める事項
- （3） 前二号に掲げる事項のうち、次に掲げるときは、協議が成立したものとみなして、部会の開催を省略することができる。
 - ア 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設若しくは変更、又は路線の付け替え若しくは一部延伸があった場合（競合する路線があるとき又は路線延長により当該路線が初めて他の市区町村に乗り入れるときを除く。）であっても、運賃額に変更がないとき
 - イ 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施するとき
 - ウ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更するとき
 - エ 新たな決済手段を追加するとき

（組織）

第3条 部会は、法第9条第4項の協議に必要な者を、協議会の委員の中から協議会の会長が指名することをもって組織する。

2 前項の規定により指名された者を部会員とする。

（任期）

第4条 部会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（部会長）

第5条 部会に部会長を置き、協議会の会長が指名する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、市が招集する。

2 部会の議長は、部会長が務める。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(協議会から部会への権限の委任)

第7条 要綱第7条第3項の規定に基づき、第2条に規定する事項に係る協議会の権限を部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については、部会の議決をもって協議会の議決とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、都市計画部都市交通対策課が行う。

(会議の公開)

第9条 部会は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、部会長は、部会に諮り、会議を公開としないことができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、令和8年7月14日から施行する。